

# 社会福祉法人自立の里 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人自立の里の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員、評議員、評議員選任・解任委員の職務執行の対価として支払われるものである。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事及び監事が理事会及び評議員会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

報酬（日額）	費用弁償費（日額）
5,000円	実費

2 評議員が評議員会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

報酬（日額）	費用弁償費（日額）
5,000円	実費

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 業務執行理事が理事会及び評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、または評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び

運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

- 4 評議員選任・解任委員会委員が評議員の選任又は解任の業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(出張旅費)

第5条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、次により報酬及び旅費等を支給することができる。

	報酬額 (日額)	交通費	宿泊費 (一泊)
旅 費	5,000円	実 費	15,000円を限度として実費分を支給

- 2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。
- 3 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(報酬等の支払方法)

第6条 本規程に定める報酬、出張旅費等は、現金をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。報酬等支払は1月分をまとめて翌月末にまでに支給する。

(適用除外)

第7条 施設の職員を兼務する役員、評議員、評議員選任・解任委員は、この規程を適用しない。

(改正)

第8条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

附 則

- 1 この規程は、平成29年6月14日より適用する。
- 2 この規程は、平成31年1月19日に改正し、同日から施行する。
- 3 この規程は、令和2年6月25日に改正し、同日から施行する。
- 3 この規程は、令和3年1月15日に改正し、同日から施行する。

別表 1

名 称	報酬（実費弁償費別途）	備考
理事長業務報酬等（日額）	5,000円	
業務執行理事業務報酬等（日額）	5,000円	
理事及び評議員業務報酬等（日額）	5,000円	
評議員選任・解任委員業務報酬等（日額）	5,000円	
監事業務報酬等（日額）	5,000円	

別表 2（第 2 1 条関係（役員報酬総額の範囲））

## 1 理事報酬総額の範囲について

各年度の総額が 800,000 円を超えない範囲

項目	単価	人数	回数	合計
理事会出席	5,000	5	7	175,000 円
理事業務報酬	5,000	5	14	350,000 円
業務執行理事報酬	5,000	1	4 回×12 月	240,000 円
研修会等予備費				35,000 円
合 計				800,000 円

## 2 監事報酬総額の範囲について

各年度の総額が 200,000 円を超えない範囲

項目	単価	人数	回数	合計
理事会出席	5,000	2	7	70,000 円
監事業務報酬	5,000	2	7	70,000 円
研修会等予備費				60,000 円
合 計				200,000 円